

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公表番号】特表2002-504767(P2002-504767A)

【公表日】平成14年2月12日(2002.2.12)

【出願番号】特願2000-532879(P2000-532879)

【国際特許分類】

H 01 Q	1/38	(2006.01)
H 01 Q	1/24	(2006.01)
H 01 Q	9/40	(2006.01)
H 01 Q	9/42	(2006.01)

【F I】

H 01 Q	1/38	
H 01 Q	1/24	Z
H 01 Q	9/40	
H 01 Q	9/42	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年3月3日(2008.3.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 内部に組み込まれている回路に対する接地面を有する無線通信機器における使用のための基板アンテナにおいて、

所定の厚みと長さを有する非導電体支持基板と、

少なくとも所定の一つの周波数で、電磁エネルギーの能動放射装置として作動するように選択された長さを有する前記支持基板の上に形成された導電トレースを備え、

前記支持基板が、前記無線機器の中に、前記接地面端の付近に、かつ超えて配設されることを特徴とする基板アンテナ。

【請求項2】 前記トレースが、誘電材料の上に金属材料を堆積することによって形成されていることを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項3】 前記トレースの給電端に接続されている導電パッドを更に備えたことを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項4】 前記導電パッドが、スプリングタイプの信号給電と接続されていることを特徴とする請求項3に記載の基板アンテナ。

【請求項5】 前記トレースの長さと幅が、前記基板アンテナが、824MHzから894MHzの周波数幅を有する信号を送受信可能であるようなサイズであることを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項6】 トレースの長さと幅が、前記基板アンテナが、1.85GHzから1.99GHzの周波数幅を有する信号を送受信可能であるようなサイズであることを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項7】 前記基板が、前記接地面端に隣接して配置され、前記接地面から90度未満の角度でオフセットされていることを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項8】 前記基板が、前記接地面端に並行に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の基板アンテナ。

【請求項9】 前記基板が、更に前記接地面を含む平面に対してほぼ垂直に配置された平

面内にあることを特徴とする請求項 8 に記載の基板アンテナ。

【請求項 10】前記基板が、前記接地面の直接上あるいは下に配置されていないことを特徴とする請求項 1 に記載の基板アンテナ。

【請求項 11】前記基板が、前記接地面端と前記無線機器用のハウジングの壁との間に配設されていることを特徴とする請求項 1 に記載の基板アンテナ。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0060

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0060】

アンテナ 400 が、層 504 のような接地面の上を覆って、すなわち並行に、かつ直に相接しては置かれないので、アンテナは充分に大きな放射抵抗を有するか維持する。これは大きなロスを受けないで、即ちアンテナが、良好な整合インピーダンスを有して、アンテナ 400 に対する適切な整合を提供することが可能であることを意味する。この効率は、アンテナ 400 が、回路基板 302 の一方の側へ様々にずらされた位置に動かされても、即ち、該アンテナが横方向に動かされても、基板 302 に近付かない限り維持される。このアンテナの設計は、性能に妥協しないで接地面 (GP) を励磁するために非常に効率的な手段の役割を果たす。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0062

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0062】

アンテナの場所を、ハウジングに対して、接地面 (GP) の付近とし、かつ接地面 (GP) の端を超えることで、アンテナは、従来のホイップアンテナより非常に全方向性のパターンを提供する。このアンテナのこの位置は、... 結果として生じる放射パターンが、殆どの無線通信機器にとって好ましい、ほぼ垂直に分極されることを意味する。